

大口町住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町電子計算機処理データ保護管理規程（平成元年訓令第7号。以下「保護管理規程」という。）に定めるもののほか、大口町における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の適正な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住基ネット 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき整備される市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務等の処理及び国の行政機関に対する本人確認情報の提供等を行うための全国規模のネットワークシステムをいう。
- (2) コミュニケーションサーバ 住民基本台帳データが記録されているコンピュータと住基ネットとの橋渡しをするためのコンピュータをいう。
- (3) 住民基本台帳カード 住民票に記載された氏名、住民票コードその他住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）で定める事項が記録されたICカードをいう。
- (4) 本人確認情報 住民票に記載された氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの関連変更情報を内容とする特定の個人の本人確認を行うための情報をいう。
- (5) 照合ID コミュニケーションサーバ又は業務端末の操作を行う個人（以下「操作者」という。）に対し付与される文字列をいう。
- (6) 照合情報 生体情報（人の生体的な特徴及び特性に関する情報をいう。）に不可逆演算処理を施して得られる情報で、操作者の認証のために使用する情報をいう。

(7) 操作者 I D 操作権限を委譲するために照合 I D に対して付与される文字列をいう。

(セキュリティ統括責任者)

第 3 条 住基ネットの適切な管理と住基ネット利用に関するセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ統括責任者を置く。

2 セキュリティ統括責任者は、副町長をもって充てる。

(システム管理者)

第 4 条 住基ネットの適切な管理を行うため、システム管理者を置く。

2 システム管理者は、総務部行政課長（以下「行政課長」という。）をもって充てる。

(セキュリティ責任者)

第 5 条 住基ネットを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置く。

2 セキュリティ責任者は、健康福祉部戸籍保険課長（以下「戸籍保険課長」という。）をもって充てる。

(セキュリティ会議)

第 6 条 住基ネットのセキュリティ対策等を処理するため、セキュリティ会議（以下「会議」という。）を設け、会議の座長はセキュリティ統括責任者をもって充てる。

2 会議は、セキュリティ統括責任者のほか、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 総務部長

(2) システム管理者

(3) セキュリティ責任者

3 会議は、座長が招集し、その議長となる。

4 会議は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 住基ネットのセキュリティ対策の決定及び見直し

(2) 住基ネットのセキュリティ対策状況の確認

(3) 住基ネットのセキュリティ対策状況の監査の実施

(4) 住基ネットに携わる職員の教育及び研修の実施

(5) 住基ネットの緊急時の対応

5 座長は、審議に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 会議の庶務は、総務部行政課において処理する。

(関係部署に対する指示等)

第7条 セキュリティ統括責任者は、審議の結果を踏まえ、関係部署の長に対し指示し、又は大口町以外の執行機関の長に対し必要な措置を要請することができる。

(入退室の管理)

第8条 住基ネットの構成機器が設置されている室への入退室について入退室管理者を置く。入退室管理者は、住基ネットのセキュリティを確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の入退室管理者は、住基ネットのデータやセキュリティ情報等が保管され、サーバ及びネットワーク機器が設置されたサーバ室については行政課長をもって充て、業務端末が設置された戸籍保険課フロアについては戸籍保険課長をもって充てる。

(アクセス管理)

第9条 次に掲げる住基ネットの構成機器について、アクセス管理を行う。

(1) コミュニケーションサーバ

(2) 業務端末

2 前項のアクセス管理は、照合ID、照合情報及び操作者IDにより操作者の正当な権限を確認すること並びに操作履歴を記録することにより行うものとする。

(アクセス管理責任者)

第10条 前条のアクセス管理を実施するため、アクセス管理責任者を置く。

2 アクセス管理責任者は、セキュリティ責任者の兼務とする。

(照合ID及び操作者ID)

第11条 アクセス管理責任者は、照合ID及び操作者IDに関し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 照合 I D 及び操作者 I D の管理方法を定めること。
- (2) 適切な操作権限を操作者に与えること。
- (3) 照合 I D 及び操作者 I D の管理簿を作成すること。

(操作者の責務)

第 1 2 条 操作者は、照合 I D、照合情報及び操作者 I D の管理方法を遵守しなければならない。

(操作履歴の記録)

第 1 3 条 アクセス管理責任者は、操作履歴を 7 年前までさかのぼって解析できるよう保管するものとする。

(オペレーティングシステムの管理)

第 1 4 条 アクセス管理責任者は、第 9 条のアクセス管理を行うほか、住民基本台帳ネットワークシステムに係る構成機器のオペレーティングシステムについて、必要なセキュリティ対策を行う。

(情報資産管理)

第 1 5 条 住基ネットの情報資産（住基ネットに係る全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスクをいう。以下同じ。）について、管理責任者を置く。

- 2 前項の情報資産のうち、本人確認情報等の個人情報並びに個人情報が記録されたサーバに係る帳票及び住民基本台帳カードの管理責任者は、戸籍保険課長をもって充て、これら以外の情報資産の管理責任者は、行政課長をもって充てる。

(本人確認情報、住民基本台帳カード等に係る管理責任者)

第 1 6 条 本人確認情報等の個人情報の管理責任者は、個人情報を取り扱うことができる者を指定するものとする。

- 2 前項の管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じなければならない。

- 3 個人情報が記載されたサーバに係る帳票及び住民基本台帳カードの管理責任者は、当該帳票及び住民基本台帳カードの管理方法を定めるものとする。

(その他の情報資産管理責任者)

第17条 前条に規定する情報資産以外の情報資産の管理責任者は、当該情報資産の管理方法（利用者の指定を含む。）を定めるものとする。

2 前項の管理責任者は、戸籍保険課長と協議して、住基ネットのオペレーション計画を定めるものとする。

（委託管理）

第18条 住基ネットを管理し、又は利用する部署の長は、住基ネットに関し外部委託をしようとするときは、あらかじめ、委託予定先の情報の保護に関する管理体制等について調査しなければならない。

（外部委託の承認）

第19条 住基ネットを管理し、又は利用する部署の長は、住基ネットに関し外部委託をしようとするときは、委託する事務の内容、理由及び情報の保護に関する事項等について、あらかじめ、会議の審議を経て、セキュリティ統括責任者の承認を得なければならない。

（委託契約書への記載事項）

第20条 外部委託に係る契約書には、情報の保護に関し、次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 再委託の禁止又は制限に関する事項

(2) 情報が記録された資料の保管、返還又は廃棄に関する事項

(3) 情報が記録された資料の目的外使用、複製及び複写並びに第三者への提供禁止に関する事項

(4) 情報の秘密保持に関する事項

(5) 事故等の報告に関する事項

（受託者の管理状況の調査）

第21条 住基ネットを管理し、又は利用する部署の長は、必要に応じ受託者における外部委託に係るセキュリティ対策の実施状況について調査するものとする。

（その他必要事項）

第22条 この規程に定めるもののほか、住基ネットの適正な管理運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年8月22日 大口町訓令13号）

この規程は、告示の日から施行し、平成14年8月5日から適用する。

附 則（平成15年9月9日 大口町訓令13号）

この規程は、告示の日から施行し、平成15年6月5日より適用する。

附 則（平成17年8月31日 大口町訓令11号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日 大口町訓令第29号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第33号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 大口町訓令第3号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日 大口町訓令第20号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。